

明けましておめでとうございます。干支の「酉」は「とりこむ」に通じるところから、商売などでは縁起物とされています。また酉とは鶏（ニワトリ）のことで、五徳（文・武・勇・仁・信）を備えるといわれます。世の中の状況は目まぐるしく変化していくでしょうが、今年も熱い信念をもって着実に進んでいきましょう。

今さら聞けない 経済用語

【今月の教えてキーワード：チャプターイレブン】

アメリカにおける企業の経営破綻手続きを定めた法律のこと。経営再建型の倒産手続きとなる。この法律にならって、日本では2000年に民事再生法が施行された。チャプターイレブンが適用されると、経営破綻した企業への債権回収や訴訟は一旦停止されるため経営再建に集中できる。ゼネラルモーターズやアメリカン航空などが適用を申請したことがある。日本の破産と同じ清算型の破綻手続きの法律にチャプターセブンがある。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【災害などで損害を受けた場合には】

災害や盗難、横領により資産に損害を受けた場合などに、その損失の一部を所得から差し引くことができる制度があります。これを「雑損控除」といいます。控除の対象となる損害は「震災・風水害・冷害・雪害・落雷など自然現象の異変による災害」「火災・火薬類の爆発など人為による異常な災害」「害虫などの生物による異常な災害」「盗難」「横領」のいずれかの場合に限られ、詐欺や恐喝の場合は対象になりません。控除額については「差引損失額－総所得金額等×10%」「差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円」のいずれか多い方の金額を控除することができます。計算式にある「災害関連支出の金額」とは、災害により被害を受けた住宅や家財などの取り壊しや除去のために支出した金額などになります。なお、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。ただし、繰り越しは3年間で限度となります。また「雑損控除」とは別に「災害減免法による所得税の軽減免除」という制度があり、どちらか有利な方法を選ぶこともできます。この制度は、災害にあった年の所得金額の合計額が1000万円以下の場合に適用され、その年の所得税が所得金額の合計額に応じて軽減もしくは免除されます。



今を生きる 先人の言葉

生活と人生とは違う

日本の小説家である遠藤周作の言葉。ただいたずらに時間をやり過ごすのではなく、あるひとつの目的に向けて日々を積み重ねる充実した人生を歩みたいものだ。

～所長挨拶～

明けましておめでとうございます。2017年を迎えて、新たな気持ちでお過ごしのことと思います。会社経営には、「人・モノ・金・情報」が必要とよく言われます。

でも、その前提として、経営者が健康であることが一番大事です。

昨年も悲しい知らせや残念なことが続き、健康の有難さを実感しています。

今年も“無病息災”を念じつつ、お客様の発展を願いながら“一日一生、日々是好日”で行動し変革する事務所であり続けますので、宜しくお願いします。

所長 和泉直幸



365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント：【凧（たこ）は風に向かって舞い上がる】

このお正月はぎっくり腰で寝たきりだったという知人に「新年早々、災難だったね」と声をかけたところ、「お正月で助かったよ。かえってゆっくり休めたしね」と笑顔を向けられました。気の毒だと思ったのはこちらの勝手な思い込みで、本人はぎっくり腰で動けない状況を前向きにとらえ、逆に楽しんでいたようです。

考えてみればこの知人は、何か問題が起こったときにいつでも「かえってよかったよ」「逆に楽しいよ」「むしろ大歓迎だよ」と笑って事に当たっています。

かたわらから垣間見える状況が決して楽そうではないときも、あからさまに大変さをかもし出したり不安がったりすることなく、そのときできることを黙々とやっている、そんな印象です。

「いつもどんと構えているねえ」そう感心すると、「失敗した経験の量が半端じゃないからね」と。

たとえ成功者と同じことをしても、表面を真似ただけでは同じように成功できるとは限りません。成功した人のバックボーンには、成功に匹敵するだけの失敗の数々が隠れていることが容易に想像できるからです。判断ひとつにしても、わずかな経験でする判断と豊富な失敗に基づいた判断が同じはずはありません。



シャネルの生みの親であるココ・シャネルの名言に「人生が分かるのは、逆境のときよ」があります。ウォルト・ディズニーも「逆境の中で咲く花は、どの花よりも貴重で美しい」と言いました。大成功を収めた彼らもやはり「逆境」という環境を前向きにとらえて果敢にチャレンジしていったのでしょう。

お正月のテレビ番組で、いまどき珍しい凧上げの光景を見ました。凧は風に向かっていくからこそ高く上がります。風に流されては上がっていきません。

澄み渡った青空に高く高く舞い上がる凧を見ながら、逆境こそ人を強くさせる環境だと改めて思う新年でした。事の成るは逆境のとき。逆境を乗り越えた分だけ自分も商売も成長していくのでしょうか。



～ 今月の税務・労務 ～

国税

納期の特例を受けた源泉所得税の納付 20日まで
源泉徴収票の交付及び提出

法定調書の提出

地方税

給与支払報告書の提出

固定資産税の償却資産に関する申告

労務

労働保険料第3期分の納付

和泉会計事務所

〒170-0013

豊島区東池袋 1-25-2

朝日生命池袋ビル 9F

電話：03-3984-9595

FAX：03-3988-0835

